

都心部機能更新誘導方策の活用

【要件】以下の基準に適合するビル

- 一定以上の**ゆとり**ある客室確保
原則30㎡超の客室を総数の1/4以上確保
- **ハイクオリティ**なホテル施設
2項目以上に取組む
(例) ・レストラン・バー・ラウンジ
・多言語対応のコンシェルジュデスク
・スパ・フィットネス・クリーニング (自社) 等の付帯設備の設置 など
- 魅力ある**デザイン性**

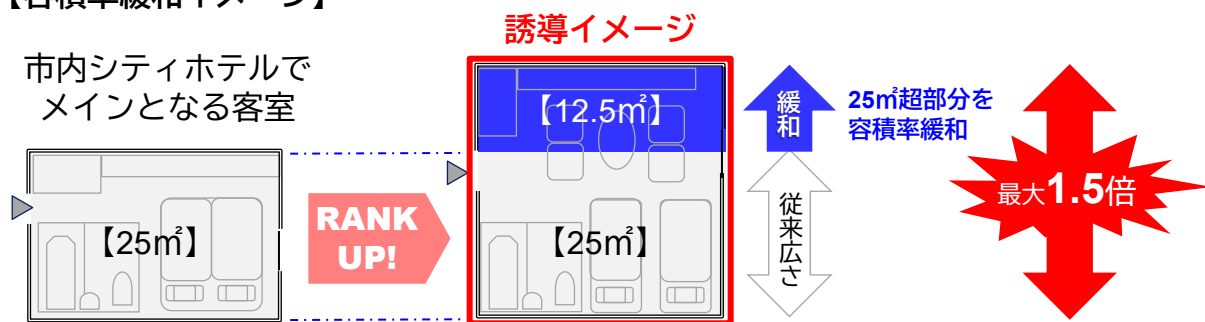
<イメージ>



※ 令和8年5月1日より、当該制度の適用期限を廃止

【容積率緩和イメージ】

市内シティホテルで
メインとなる客室



※ 各部屋で緩和する面積の合計は容積率50%を限度とする

※ 都心部機能更新型地区計画制度を活用する場合は、さらに50%の容積率緩和が可能 (まちづくり取組み評価)

【ホテル誘導イメージ】

従来25㎡程度の客室がメインとなる
シティホテルを対象にインセンティブを付与し、
概ね30㎡超の客室へ誘導。
ランクアップを図る。

